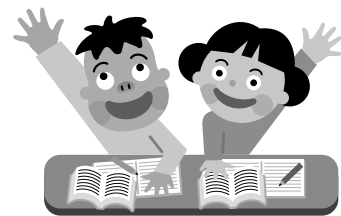


児童手当制度が変わりました

4月1日から



《児童手当って何?》

児童手当法に基づいて、児童の健やかな成長のため、児童を養育する者に手当を支給するものです。

《主な改正点》

児童の支給対象年齢が拡大されました。

改正前	改正後
0歳～小学校第3学年まで (9歳になって初めての3月31日を迎えるまで)	0歳～小学校第6学年まで (12歳になって初めての3月31日を迎えるまで)

受給者の所得制限限度額が引き上げられました。

(1年間の所得が以下の金額以上の場合、受給できません。)

扶養親族の数	改正前		改正後	
	児童手当	特例給付 (厚生年金加入者等に適用)	児童手当	特例給付 (厚生年金加入者等に適用)
0人	301万円	460万円	460万円	532万円
1人	339万円	498万円	498万円	570万円
以下扶養親族が1人増えるごとに38万円を足した額				

《手当の額(月額)》 変更はありません 第1子・2子 5,000円、第3子以降 10,000円

《改正に伴う事務手続き》

新しく受給資格が発生した方、また、受給額が変わる方など事務手続きが必要な方には、住民生活課から文書で通知しております。(公務員の方は、勤務先におたずねください。)

【問い合わせ先】住民生活課 子育て支援係 ☎73-1415

募集



介護相談員を募集します

介護サービスの質の向上を目指して介護相談員派遣事業を行っています。

介護や福祉に関心のある方で事業にご協力頂ける方の応募をお待ちしています。

介護相談員の仕事

老人ホーム・グループホームなどに月に2回程度通い、利用者と事業者の間の橋渡し役。(ボランティア活動ですが、若干の謝礼があります。)

相談員養成研修の受講

大阪で行われる介護相談員養成研修を受講していただきます。

前期研修.....8月下旬頃(4日間)

後期研修.....10月上旬頃(1日間)

応募資格及び募集人数

ボランティア意識の旺盛な20歳以上の町民.....若干名
(簡単な面接により選考します。)

応募の方法及び締め切り

住所・氏名・年齢・応募の動機・福祉に関するご意見など(400字程度)を添えて、郵便、ファックス、Eメール等で、5月30日午後5時までに福祉保健課へ申し込んでください。(様式は任意)

問い合わせ先

〒681-0003 岩美町浦富1029-2 岩美すこやかセンター内
福祉保健課 ☎73-1333 FAX73-1344
E-mail:fukusi@iwami.gr.jp